

沖縄県警察署協議会条例

発出年月日：平成13年3月30日

文書番号：沖縄県条例23

公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項の規定に基づき、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第2条 警察署に、警察署協議会を置く。

2 警察署協議会の名称は、その置かれた警察署の名称に冠された字句を冠する。

(委員の定数、任期及び解嘱)

第3条 各警察署協議会の委員の定数は、15人以内において沖縄県公安委員会規則で定める。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 沖縄県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 警察署協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、警察署協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員は、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 警察署協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、沖縄県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。